

第 二 章 指定給水装置工事事業者

第二章 指定給水装置工事事業者

第1節 総 説

指定給水装置工事事業者制度

給水装置は、水道事業者の配水管と直結して設けられるものであり、その中の水は水道事業者が配水した水と一体のものである。したがって、仮に給水装置の構造・材質が不適切であれば、水道の利用者は安全で良質な水道水の供給を受けられなくなり、公衆衛生上の大きな被害が生ずるおそれがある。

指定事業者制度は、水道の需要者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。

指定事業者には次のことが求められる。

- (1) 水道法に定める指定の要件を満たしていること。
- (2) 給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な事業の運営をすること。
- (3) 給水装置工事に係る法規を遵守すること。
- (4) 水道法に基づいて行われる水道事業者の監督に従うこと。

第2節 指定給水装置工事事業者の責務等

1 事業の運営に関する基準(水道法(以下「法」という。)第25条の8・水道法施行規則(以下「施行規則」という。)第36条、武蔵野市指定給水装置工事事業者規程(以下「規程」という。)第12条)

指定事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第10条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 給水装置主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第10条第1項第3号の確認の方法及びその結果

2 指定の申請（法第25条の2・施行規則第19条、規程第3条）

法第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

1 指定事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

(2) 給水条例第2条に定める給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第11条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) 事業の範囲

2 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 次条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

3 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。

3 指定の基準（法第25条の3第1項・施行規則第20条、規程第4条）

管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として施行規則で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

エ 第7条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であつて、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

4 指定の更新（法第25条の3の2、規程第4条の2）

法第25条の3の2第1項の指定の更新について準用する。

5 指定工事事業者証の交付（規程第5条）

管理者は、法第16条の2第1項の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新を行つたときは、速やかに指定事業者に武蔵野市指定給水装置工事事業者証（以下

「指定工事事業者証」という。）を交付する。

- 1 指定事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第7条の規定による指定取消しを受けたときは、指定工事事業者証を管理者に返納するものとする。
- 2 指定事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第8条の規定による指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を管理者に提出するものとする。
- 3 指定事業者は、指定工事事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

6 変更等の届出（法第25条の7・施行規則第34条・第35条、規程第6条）

指定事業者は、次に掲げる事項に変更のあったとき又は給水装置工事業の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第4条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書
- 3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

7 主任技術者の選任等（法第25条の4・施行規則第21条、規程第11条）

指定事業者は、法第16条の2第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 1 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない
- 2 指定事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 3 指定事業者は、主任技術者の選任を行うにあたっては一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うにあたって特に支障がないときは、この限りでない。

8 給水装置工事主任技術者の立会い（法第25条の9、規程第15条）

管理者は、指定事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第12条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

9 報告又は資料の提出（法第25条の10、規程第16条）

管理者は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

10 指定の取消し（法第25条の11、規程第7条）

管理者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- （1） 不正の手段により法第16条の2第1項の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けたとき。
- （2） 第4条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- （3） 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- （4） 第11条各項の規定に違反したとき。
- （5） 第12条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- （6） 第15条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- （7） 第16条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- （8） その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

11 指定の停止（規程第8条）

7条各号に該当する場合において、指定事業者にしんしゃくすべき特段の事情があるときは、管理者は、同条の規定による指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

第3節 給水装置工事主任技術者等の役割と職務

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事を適正に行うための技術的な要になるべき者であり、その果たすべき役割と責任は指定事業者とともに重要なものである。ここでは、その役割と職務について述べる。

1 給水装置工事主任技術者の役割

給水装置工事主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と、給水装置工事の各段階を適正に行うことができるだけの知識と経験を有し、配管工などの給水装置工事に従事する関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。

このことから、主任技術者の果たすべき役割として次のことが挙げられる。

- (1) 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の給水装置工事ごとに指名され、調査・計画・施工・検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、工事に従事する職員の指導監督を行う。
- (2) 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事の適正を確保するための技術力の要としての役割を果たすために、常に、水道が国民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要である。
- (3) 給水装置工事主任技術者は、給水装置の構造・材質基準や給水装置工事技術などの専門的知識と経験を有していることが必要であり、新しい技術・関係法令等の知識を修得するための努力も必要とされる。
- (4) 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に従事する職員等の技術上の指導監督を行い、関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となり、適正な給水装置工事を行わなければならない。

2 給水装置工事主任技術者の職務（法第25条の4第3項・施行規則第23条、規程第10条

主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第12条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

3 給水装置工事に従事する者の責務（法第25条の4第4項、規程第10条第2項）

給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。